

令和7年4月から、プラスチック資源として出せるものが増えます！

これまで収集していたプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック使用製品も出せるようになります。

プラスチック資源の利活用と、ごみ減量化のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

【出し方】

- ・ 収集日と収集場所は、今までのプラスチック製容器包装と同じです。
- ・ 今までのとおり、名前を書いた透明袋に入れて、収集場所へ出してください。
- ・ プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品は、一枚の袋で一緒に出せます。

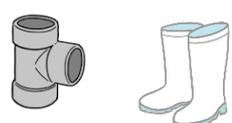
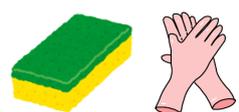
○出せるもの（例）

プラスチック資源	
<p>プラスチック製容器包装 (今までと変わらずに出せるもの)</p>  <p>プラマークが表示されたもの</p>  <p>容器、ラベル・キャップ、袋 など</p>	<p>プラスチック使用製品 (新しく出せるようになったもの)</p>  <p>食器、台所用品、文房具、日用品など</p>

※プラスチックのみで出来ていて、一辺が 50 cm未満のものが対象です。

！！注意！！

×出せないもの（対象外の例）

<p>塩素を含むもの (ポリ塩化ビニール、FRP など)</p> 	<p>ひも状のもの (ひも状のものを含むもの)</p> 	<p>ほかの素材が組み合わさったもの</p> 	<p>やわらかいもの (スポンジ、ゴム製品 など)</p> 
<p>汚れているもの</p> 	<p>発火の危険があるもの（電池が入っているもの、電子機器 など）</p> 		

※詳しくは、令和7年度改訂版の「ごみ分別表」・「ごみ出しルールブック」をご確認ください。

【問合せ先】 住民生活課環境政策係 電話 46-2116